

鏡野町保育料月額表

(令和元年10月1日から適用)

上段は保育標準時間、下段()内の数字は保育短時間の月額

階層区分		利用者負担額(月額)	
階層区分	定 義	3歳未満児(3号)	3歳以上児(2号)
第1階層	生活保護世帯	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円 (0円)	0円
第3階層	市町村民税均等割のみ	15,600円 (14,800円)	0円
第4階層	市 町 村 民 税 所 得 割 額	48,600円未満	17,500円 (16,600円)
第5階層		48,600円以上 97,000円未満	27,000円 (25,650円)
第6階層		97,000円以上 121,000円未満	35,600円 (33,800円)
第7階層		121,000円以上 169,000円未満	40,000円 (38,000円)
第8階層		169,000円以上 230,100円未満	48,800円 (46,300円)
第9階層		230,100円以上 301,000円未満	54,900円 (52,100円)
第10階層		301,000円以上 397,000円未満	68,000円 (64,600円)
第11階層		397,000円以上	83,200円 (79,000円)

- 注1 表中の年齢については、4月1日現在の満年齢により決定します。
- 注2 階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村民税、9月から翌年3月は当年度分の市町村民税により決定します。
- 注3 市町村民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。
- 注4 小学校就学前の範囲において、保育園を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とします。
- 注5 世帯の市町村民税所得割合計額が57,700円未満である場合、生計を一にする最年長の子から順に第2子は上記の半額、第3子以降については0円とします。
- 注6 現に扶養する子が3人以上いる世帯で、満年齢が18歳以下の子から順に数えて、第3子以降となる児童で、満年齢が0歳から2歳までの児童は0円とします。
- 注7 ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等)については、5階層(市町村民税所得割の合計額が77,101円未満)までは以下の表のとおりとなり、第2子以降は無料とします。
- 注8 この利用者負担額のほか、3歳児以上は給食副食費が必要となります。また、各園により教材費や行事費など実費等の負担が必要となります。

保育料の減免 注7の場合

上段は保育標準時間、下段()内の数字は保育短時間の月額

階層区分	3歳未満児(3号)	3歳以上児(2号)
第2階層	0円	0円
第3階層	7,300円 (6,900円)	0円
第4階層	8,250円 (7,800円)	0円
第5階層 (所得割の合計額が77,101円未満の世帯)	9,000円 (9,000円)	0円

幼稚園・認定こども園幼稚園部の保育料(1号)

階層区分	利用者負担額
全階層	0円

- 注9 この利用者負担額のほか、給食副食費が必要となります。また、各園により教材費や行事費など実費等の負担が必要となります。